社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十五号)の施行に伴い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。〇厚生労働省令第二十号 令和四年一月三十一日 厚生労働大臣 後藤 茂之

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令

次の表のように改正する。 第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

のは「附則第三条の四において準用する第十三条第一項」と、「を添えて」とあるのは「及び法護福祉士」と、「社会福祉士登録神計書」とあるのは「権介護福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録神計書」とあるのは「准介護福祉士登録神計書」と、「社会福祉士登録神計書」と、「社会福祉士登録神計書」と、「社会福祉士登録神計書」と、「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士の第二条の四 第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、准介護福祉士の第二条のは 「本介護福祉士の関策は、進介護福祉士の関策は、進介護福祉士の関策は、進介護福祉士の関策は、1000年により、1	福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 「本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者については、その国籍)」 「本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者については、その国籍)」 「本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者については、その国籍)」 「本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者については、その国籍)」 「本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者については、その国籍)」 「本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者については、その国籍)」	、 川下で、ない、地方厚生局長に委任する。. 第七条に規定する権限第五条まで及び第八条に規定する権限第七条に規定する権限第七条に規定する権限の目的である者は、特神の機能の障害により准定める者は、特神の機能の障害により准定がある者は、特神の機能の障害により出ている。.	第二条 法第四十八条の十一及び令第十五条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限(国権限の委任) 附 則 ロ〜ト (略) ニラの実地研修を除く。)の課程	イ 法附則第十一条第二項に規定する喀痰吸引等研修(別表第三第一号の基本研修及び同表第二十一条 法第四十条第二項第五号に規定する学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必法第四十条第二項第五号に規定する学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもので、次に掲げる課程のいずれかを修了した後、三 年以上介護等の業務に従事した者であつて、次に掲げる課程のいずれかを修了した後、一・二 (略) (介護福祉士試験の受験資格)	改正後
(新設)	(新設)	令附則第二項において準用する令第六条及び第七条に規定する権限や附則第二項において準用する令第三条から第五条まで及び第八条に規定する権限法附則第二条第一項各号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する権以上が第三号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。	第二条 法第四十八条の十一及び令第十五条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限(国(権限の委任) 附 則 ロ〜ト (略) ニ号の実地研修を除く。)の課程		改正前

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第三条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後 改 正 前

(傍線部分は改正部分)

第七百七条 ~六十 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる

(健康福祉部の所掌事務)

六十一 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号の規定 八十二~八十三 等学校又は中等教育学校(以下「高等学校等」という。)の監督に関すること。 による指定並びに当該指定を受けた学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく高 (略)

(健康福祉課の所掌事務)

(号外第 21 号)

第七百十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

∽二十二の三 略)

一十二の四 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号の 規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。

一十二の五~二十六 (略) (健康福祉課の所掌事務)

第七百四十二条健康福祉課は、 次に掲げる事務をつかさどる

~二十五 (略)

一十六 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号の規定 による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。

一十七~三十四 略)

官

(福祉人材確保対策官の職務の特例)

2の2 福祉人材確保対策官は、第六十一条第二項に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、 (新設)

社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条に規定する准介護福祉士に関する事務を行う。

第四条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

改 正

後

第六十三条 福祉型児童発達支援センター (主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援セン を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める 生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活 理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常 家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)、栄養士、調理員及び児童発達支援管 区域内にある福祉型児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国 て同じ。)には、嘱託医、児童指導員、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施 ター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項におい

31

(健康福祉部の所掌事務)

第七百七条 健康福祉部は、 次に掲げる事務をつかさどる

一~六十

六十一 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第二条第一項各号の規定 等学校又は中等教育学校(以下「高等学校等」という。)の監督に関すること。 による指定並びに当該指定を受けた学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく高

六十二~八十三 (略)

(健康福祉課の所掌事務)

第七百十二条 健康福祉課は、 次に掲げる事務をつかさどる

〜二十二の三 (略)

二十二の四 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第二条第一項各号の 規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。

一十二の五~二十六 (略)

(健康福祉課の所掌事務)

第七百四十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一~二十五

二十六
社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第 による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。 一条第一項各号の規定

一十七~三十四

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

第六十三条 福祉型児童発達支援センター (主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援セン を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める ター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項におい 生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活 理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常 家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)、栄養士、 区域内にある福祉型児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国 て同じ。)には、嘱託医、児童指導員、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施 調理員及び児童発達支援管

官

あつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

を有すると認められる者(次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。)で としてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能 技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすもの ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び

法附則第九条第一項各号に規定する高等学校又は中等教育学校(次号ハ⑸において「特

別表第四の介護の領域に区分される教育内容に

月曜日

関し五年以上の経験を有する者 例高等学校等」という。)の教員として、

場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応 医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

が自らの事業又はその一環として特定行為業務 条第一項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者 行為業務をいう。)を行う場合 看護職員 登録に係る事業所である場合に限る。) において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第十 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の (同法附則第二十七条第一項に規定する特定

2 9

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正)

第五条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する

という。)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

改

正

昼間課程及び夜間課程に係る基準

2

9

第七条の二 法第四十条第二項第五号に規定する養成施設(別表第五において「第五号養成施設」 後 第七条の二 法第四十条第二項第五号に規定する養成施設(別表第五において「第五号養成施設 改 正 前

昼間課程及び夜間課程に係る基準

という。)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

あつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。 を有すると認められる者(次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。)で としてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能 技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすもの ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び

(1) (4)

(5)関し五年以上の経験を有する者 例高等学校等」という。)の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に 法附則第二条第一項各号に規定する高等学校又は中等教育学校(次号ハ5)において「特

ヘ~ヲ 略) (略)

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

令和 4 年 1 月 3 1 日 第六条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)の一部を次の表のように改正する。

(従業者の員数) 改 正 前 (傍線部分は改正部分)

(従業者の員数)

改

正

後

第五条

2 る職員をいう。 要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当す 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必 以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器に

よる呼吸管理、

喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に

五条

よる呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的にる職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器に 要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当す 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必

場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応 医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う

五.

じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第三条4 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登 業務をいう。)を行う場合 自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十条第一項に規定する特定行為 第一項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が 看護職員

(傍線部分は改正部分)

1 (各)のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。のいずれかに該当する場合には、次の各号要けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看

場合

場合

場合

場合

場合

の方式を表表を表表を表表をいる。次条及び第六十六条において同じ。)を行うに係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為業務(同法附則第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第六十六条において同じ。)のみを必要とする障害「現定対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為(同法附則第十条第一項の登録を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表といる。次条及び第六十六条において同じ。)を行うに係る事業所である場合に限る。次条及び第六十六条において同じ。)を行うに係る事業所である場合に限る。次条及び第六十六条において同じ。)を行うに係る事業所である。次条及び第六十六条において同じ。)を行うという。

3~8 (略)

第六条 (略)

· 二 (略)

害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障ニ 当該指定児童発達支援事業所 (社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録

3~8 (略)

(従業者の員数)

第六十六条 (略)

月曜日

護職員を置かないことができる。 護職員を置かないことができる。 大力では置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看 に医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職 むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むため が項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営

· | (略

令和 4 年 1 月 3 1 日

〒5易全とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要三 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一

3~8 (略)

附則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看

一·二 (政

十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第六十六条において同じ。)を行う場合に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第三条第一係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第三条第一三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に

3~8 (略)

第六条(略)

置かないことができる。

『大学を担当的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員を大了を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、そびが大学を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、そび、日常生活及び社会生活を営むために医療的事がないことができる。

児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に

3~8 (略)

(従業者の員数)

第六十六条 (略

護職員を置かないことができる。 員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看 員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には看護職 に医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職 むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むため 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営

• | (略)

う場合 「 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項 」 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項

3~8 (略)